石岡市こども家庭センターが開設しました

▶4月1日から「子育て世代包括支援センター」および「母子保健」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した「こども家庭センター」が石岡保健センター内に設置されました。

子育てに関する情報提供や悩み相談を受け付けています。妊娠期からお子さんの社会的自立まで、誰も が孤立することなく支援を受けられるよう、サポートしていきます。お気軽にご相談ください。

何が変わるの?

妊娠期からお子さんの成長発達に寄り添う「母子保健」と、育児に関する情報提供や悩み相談、虐待対応・予防のための保護者サポートや関係機関との連携を行う「児童福祉」を一体的に行います。 お子さんおよび保護者の支援を、より円滑に行います。

設置場所:石岡保健センター内



∖ お子さんと一緒でも

安心して相談できます /



間こども家庭センター **■** 24-1390

外国人を雇用する皆さんへのお願い

▶日本で働く外国人が増えるにつれて、不法就労外国人の増加が問題となっています。特に茨城県は全国的に見ても不法就労外国人が多く、県民の生命・財産が脅かされる事件も発生しています。 外国人を雇用する際は、雇用時の身分確認(在留資格・期限、就労制限の有無)の徹底にご協力ください。



令和6年度からの軽減基準などが変わりました

国民健康保険

間本保険年金課 国保担当 Tel 23-5557



▶令和6年度税制改正に伴い、課税限度額が 引き上げられました。また、保険税の軽減の 対象となる所得基準が変更になりました。

なお、軽減措置を受けるための申請は不要 ですが、家族全員が前年所得の申告をしてい ること、または扶養に取られていることが条 件となります。

■課税限度額の変更点

課税区分	変更前	変更後
基礎分 (医療分)	65 万円	65 万円
後期高齢者支援金等分	22 万円	24万円
介護納付金分	17万円	17 万円
合計	104万円	106 万円

■軽減基準の変更点

均等割額の 軽減世帯割合	令和5年度 世帯の総所得金額が次の場合	令和 6 年度 世帯の総所得金額が次の場合
7割	43万円+10万円 ×(※給与所得者等の数-1)	43万円+ 10万円 ×(※給与所得者等の数- 1)
5割		43万円+ <u>29.5万円</u> ×被保険者数 + 10万円×(※給与所得者等の数-1)
2割		43 万円+ <u>54.5 万円</u> ×被保険者数 + 10 万円×(※給与所得者等の数-1)

※給与所得者等:一定の給与所得者や公的年金などの支給を受ける人

後期高齢者医療保険 間屋保険年金課 後期担当 № 23-7318

▶後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加などを反映し、2年ごとに見直されます。 令和6・7年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

※県内は均一の保険料率です。

■保険料率の変更点

区分	令和4・5年度	
均等割額	46,000円	
所得割率	8.50%	

令和6年度		令和7年度
賦課のもととなる金額が	賦課のもととなる金額が	※所得割率は賦課のもととなる金額
58万円以下の人	58万円超の人	によらず、統一
47,500円 (+1,500円)		47,500円
9.00%	9.66%	9.66%
(+0.50%)	(+1.16%)	2.0070

保険料の軽減の対象となる所得基準が次のとおり変更になりました。

■軽減基準の変更点

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合算が次の場合		軽減
令和4・5年度	令和6・7年度	割合
①43万円+「10万円×(※給与所得者等の数-1)」 以下の世帯	現行と変更なし	7割
	43 万円+「10 万円 ×(※給与所得者等の数- 1)」 + 「29 万 5 千円×世帯の被保険者数」 以下の世帯	5割
	43 万円+「10 万円 ×(※給与所得者等の数- 1)」 + 「54 万 5 千円×世帯の被保険者数」 以下の世帯	2割

※給与所得者等:一定の給与所得者や公的年金などの支給を受ける人

■課税限度額の変更点 令和6・7年度の賦課限度は下記の通りになります。

令和5年度	令和6年度	令和7年度
66 万円	※ 73 万円	80 万円

※令和6年度、75歳に到達する人は80万円になります。